

月	日	曜	種畜証明書番号 (H19 熊本県 1)	頭数	畜 種	検査成績	飼 養 者	検 査 場 所
5	14	月	第 1 ～ 4 号	4	豚	2 級	熊本県農業研究センター	合志市
			第 5 ～ 31 号	27	肉用牛	特級 (2 頭) 1 級 (21 頭) 2 級 (4 頭)	熊本県農業研究センター	合志市
			第 33 ～ 44 号	13	肉用牛	特級 (9 頭) 1 級 (3 頭) 2 級 (1 頭)	熊本県	合志市
			第 45 号	1	肉用牛	2 級	井上義朗	玉名郡和水町
			第 46 号	1	肉用牛	1 級	独立行政法人家畜改良センター熊本牧場	玉名市
15	火	第 47 ～ 48 号	2	肉用牛	2 級	株式会社新興牧場	菊池市	
		第 49 号	1	肉用牛	2 級	水上龍介	菊池市	
		第 50 号	1	肉用牛	2 級	瀧内権二	菊池市	
		第 51 ～ 52 号	2	肉用牛	2 級	中村幸弘	菊池市	
		第 53 ～ 54 号	2	馬	2 級	村上光弘	菊池郡大津町	
16	水	第 55 ～ 67 号	13	馬	2 級	古閑清和	菊池郡菊陽町	
		第 68 ～ 69 号	2	肉用牛	2 級			
		第 70 ～ 71 号	2	馬	2 級	志水勝国	熊本市	
		第 72 ～ 74 号	3	馬	2 級	本田土寿	熊本市	
		第 75 号	1	馬	2 級	山口隆介	上益城郡山都町	
17	木	第 76 ～ 277 号	202	豚	2 級	全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	菊池市	
18	金	第 278 ～ 281 号	4	肉用牛	2 級	高村祝次	阿蘇郡小国町	
		第 282 号	1	馬	級外	佐藤瀬市	阿蘇郡南小国町	
		第 283 ～ 284 号	1	肉用牛	1 級 (1 頭) 2 級 (1 頭)	農事組合法人狩尾牧場	阿蘇市	
		第 285 号	1	馬	級外	有限会社梅木観光夢大地グリーンバレー	阿蘇市	
		第 286 号	1	肉用牛	2 級	農事組合法人山鹿酪農組合	阿蘇郡産山村	
22	火	第 287 ～ 288 号	2	馬	2 級	熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	阿蘇市	
		第 289 ～ 290 号	2	肉用牛	2 級	江藤要一	阿蘇市	
		第 291 ～ 292 号	2	馬	級外	白石重雄	阿蘇市	
		第 293 号	1	肉用牛	1 級	赤水牧野組合	阿蘇市	
		第 294 号	1	馬	2 級	久木野馬生産部会 長崎幸徳	阿蘇郡南阿蘇村	
23	水	第 295 号	1	馬	級外	有限会社ブルーグラス 代表者 竹原秀吉	阿蘇郡高森町	
		第 296 号	1	肉用牛	2 級	西阿蘇酪農農業協同組合 代表者 山田正晴	阿蘇郡西原村	
			第 297 ～ 308 号	12	乳用牛	1 級 (1 頭)	社団法人家畜改良事	阿蘇郡西原村

					2 級 (11 頭)	業団熊本種雄牛センター	
		第 309 ~ 331 号	23	肉用牛	特級 (5 頭) 1 級 (6 頭) 2 級 (12 頭)		
		第 332 ~ 334 号	3	肉用牛	1 級	財団法人熊本県農業 公社西原公共育成牧 場	阿蘇郡西原村
		第 335 ~ 341 号	7	馬	2 級	有限会社宮村牧場	阿蘇郡西原村
		第 342 号	1	肉用牛	2 級	古閑清和	阿蘇郡西原村
24	木	第 343 ~ 347 号	5	肉用牛	1 級 (1 頭) 2 級 (3 頭) 級外 (1 頭)	有限会社マルナカ ファーム	球磨郡錦町
		第 348 号	1	肉用牛	2 級	種村孝典	球磨郡あさぎり町
		第 349 ~ 350 号	2	肉用牛	2 級	株式会社新興牧場	球磨郡錦町
		第 351 ~ 353 号	3	肉用牛	特級 (1 頭) 1 級 (1 頭) 2 級 (1 頭)	財団法人熊本県農業 公社球磨公共育成牧 場	球磨郡球磨村
	金	第 354 号	1	馬	2 級	本田哲也	熊本市

熊本県告示第 937 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 水俣市

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

西原（205-1-022）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

水俣市初野

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

長野（205-1-055）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

水俣市古城三丁目

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

長野町 A（205-1-056）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

水俣市古城三丁目

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 初野町 B（205-1-057）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市初野
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 長野1（205-1-059）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市長野
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 長野町（205-1-060）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市長野町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 長野町 B-1（205-1-061-1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市長野町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 長野町 B-2（205-1-061-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 水俣市長野町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中鶴屋敷添-1（205-1-064-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市中鶴
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中鶴屋敷添-2（205-1-064-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市中鶴
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中鶴屋敷添-3（205-1-064-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市中鶴
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
村内B-1（205-1-066-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市深川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 村内 B-2 (205-1-066-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市深川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関
 する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
 に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 村内 B-3 (205-1-066-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市深川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関
 する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
 に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 村内 B-4 (205-1-066-4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市深川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関
 する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
 に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 村内 A (205-1-068)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市深川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関
 する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
 に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 上内野-1 (205-1-069-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市深川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関
 する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部

- に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上内野-2 (205-1-069-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市深川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
上内野-3 (205-1-069-3)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
水俣市深川
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
今俣 (205-1-070)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市深川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大野 (205-1-071)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市深川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山神-1 (205-1-072-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市市渡瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 山神-2 (205-1-072-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市市渡瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
市渡瀬元村 A (205-1-075)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市市渡瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
集 A-1 (205-1-076-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
集 A-2 (205-1-076-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
集 B (205-1-077)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
新屋敷-1(205-1-078-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
新屋敷-2(205-1-078-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
吐合1(205-1-079)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
樋口A-1(205-1-097-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
樋口A-2(205-1-097-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 樋口 A-3 (205-1-097-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 樋口 A-4 (205-1-097-4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 湯出-1 (205-1-098-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 湯出-2 (205-1-098-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 湯出-3 (205-1-098-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
湯出-4（205-1-098-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
湯出-5（205-1-098-5）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
白岩（205-1-104）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
新屋敷（205-1-105）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市深川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
初野町 A（205-2-030）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市初野
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 初野町 C（205-2-031）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市初野
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 岩下 A（205-2-032）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市中鶴
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 気子（205-2-034）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市中鶴
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 今俣 A（205-2-040）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市深川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 今俣 E（205-2-041）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市深川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 今俣 F-1（205-2-042-1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市深川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 今俣 F-2（205-2-042-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市深川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 今俣 C（205-2-043）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市深川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 新屋敷 B（205-2-050）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市宝川内
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 新屋敷 A（205-2-054）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 水俣市宝川内
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
 する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
 に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 新屋敷-1（205-2-055-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
 する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
 に備え置いて縦覧に供する。）
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 新屋敷-2（205-2-055-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
 する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
 に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 本屋敷 A（205-2-056）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
 する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
 に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 本屋敷 B（205-2-057）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
 する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
 に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 本屋敷 C-1 (205-2-058-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本屋敷 C-2 (205-2-058-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
吐合 AA (205-2-061)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
吐合 BB (205-2-062)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市宝川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
深川 B (205-2-094)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市市渡瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
深川 C (205-2-095)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市市渡瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
深川 D (205-2-096)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市市渡瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
深川 E (205-2-097)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市市渡瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
井良迫 (205-2-098)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市葛渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。)
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岩下 B (205-3-011)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市深川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関
する事項

次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 938 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字平畑 1595 の 2、1599 の 4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第 939 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
わんどう 熊本市河内町河内 1154 番地	NPO 法人ささえ愛ひかりの家	平成 19 年 11 月 1 日

公 告

熊本県公告第 881 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
熊本県文化財調査報告第 245 集「江津湖遺跡群・健軍京塚下遺跡」 500 部
 - (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成 20 年 3 月 31 日（月）
 - (4) 納入場所
熊本県教育委員会文化課
 - (5) 電子入札に関する事項
本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
 - (6) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに入力すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目の印刷類に登録された者で、かつ、等級格付区分が「A または B」と決定された者であること。

- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(3)記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 熊本県内に本店を有すること。
 - (6) オフセット4色（又はそれ以上）印刷機を保有していること。
 - (7) 熊本県教育委員会文化課（※熊本県文化財資料室）から、本件調達に係る印刷物の仕様、作業工程について詳細説明を受け、5に記載する場所に確約書を提出した者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 - 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年11月2日（金）から平成19年11月14日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成21年9月30日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成21年7月1日から平成21年7月31日まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成19年11月2日（金）から平成19年11月21日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出書類
 - ア 競争入札参加資格確認申請書
 - イ 2の(6)に係る書類（印刷設備保有状況一覧）
 - ウ 2の(7)に係る書類（確約書）
 - エ その他必要書類
 - (4) 提出方法
5に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
なお、電子入札により参加する者は、提出書類の目録を電子入札システムで提出すること。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間

- 平成 19 年 11 月 2 日（金）から平成 19 年 11 月 21 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時・場所
- ア 電子入札システムによる入札
4 の（5）記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム（運用時間：午前 9 時～午後 5 時）により入札すること。
入札書受付締切日時 平成 19 年 11 月 28 日（水）午後 4 時
- イ 紙入札方式による入札
日時 平成 19 年 11 月 29 日（木） 10 時から
場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
- ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6 の（3）のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
- イ 紙入札方式の場合
6 の（3）のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 11 月 28 日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ くじ番号の記入がない入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
ケ 二以上の意思表示を行った入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (6) 最低制限価格
有
- (7) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 882 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項及び同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鶴屋ストアー浜線店
熊本市田迎町田迎字八反堀 308-1
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 2,288 平方メートル
変更後 1,220 平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行うものの閉店時刻
変更前 午後 9 時
変更後 午後 10 時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
変更後 午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
- 3 変更する年月日
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
平成 5 年 11 月 1 日
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する方法
平成 19 年 10 月 19 日
- 4 届出年月日
平成 19 年 10 月 17 日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 11 月 2 日から平成 20 年 3 月 2 日まで

熊本県公告第 883 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス松江店
八代市松江町菰池 572 番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
 - (2) 小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 20 年 6 月 18 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,151 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
50 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
34 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
40 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
12 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 9 時 30 分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 30 分から午後 10 時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 19 年 10 月 17 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
平成 19 年 11 月 2 日から平成 20 年 3 月 2 日まで

熊本県公告第 884 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール宇城バリューサウスランド
宇城市小川町河江字十六 31-1
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
平成 19 年 8 月 21 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
承継前 株式会社ダイヤモンドシティ 代表取締役社長 鯛 洋三
東京都渋谷区渋谷三丁目 12 番 18 号
承継後 イオンモール株式会社 代表取締役 村上 教行
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
営業力強化のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
3,305 平方メートル
- 6 届出年月日
平成 19 年 10 月 9 日

熊本県公告第 885 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール熊本クレア
上益城郡嘉島町大字上島字長池 2232 ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 名 称 ダイヤモンドシティ・クレア
所在地 上益城郡嘉島町大字上島字同尻 2146 番の 1 ほか
変更後 名 称 イオンモール熊本クレア
所在地 上益城郡嘉島町大字上島字長池 2232 ほか
- 3 変更の年月日
平成 19 年 9 月 22 日
- 4 変更する理由
イオンモール株式会社が株式会社ダイヤモンドシティを合併したことに伴い、ショッピングセンターの名称及び所在地を変更したため
- 5 届出年月日
平成 19 年 10 月 9 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課
平成 19 年 11 月 2 日から平成 20 年 3 月 2 日まで

熊本県公告第 886 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール熊本クレア
上益城郡嘉島町大字上島字長池 2232 ほか
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
平成 19 年 8 月 21 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
承継前 株式会社ダイヤモンドシティ 代表取締役社長 鯛 洋三
東京都渋谷区渋谷三丁目 12 番 18 号
承継後 イオンモール株式会社 代表取締役 村上 教行
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
営業力強化のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
51,936 平方メートル
- 6 届出年月日
平成 19 年 10 月 9 日

熊本県公告第 887 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール宇城バリューサウスランド
宇城市小川町河江字十六 31-1
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前 ダイヤモンドシティ・バリューサウスランド
変更後 イオンモール宇城バリューサウスランド
- 3 変更の年月日
平成 19 年 9 月 22 日
- 4 変更する理由
イオンモール株式会社が株式会社ダイヤモンドシティを合併したことに伴い、ショッピングセンターの名称を変更したため
- 5 届出年月日
平成 19 年 10 月 9 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
平成 19 年 11 月 2 日から平成 20 年 3 月 2 日まで

熊本県公告第 888 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字北甘木字笈ノ瀬 2159 番 1
339.51 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡大津町大字室 1809 番地 5
星野 幸代

熊本県公告第 889 号

次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
くまもと県民交流館・NPO 活動支援業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間

- 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、本業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
 - 2 入札に参加できる者
次の要件をすべて満たす法人その他の団体とする。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 入札日時（平成 19 年 12 月 10 日（月）午後 2 時）において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請であることを明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 11 月 2 日（金）から平成 19 年 11 月 27 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - 4 入札参加資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、2 に掲げる要件のほか、4 の（1）に記載する要件について、4 の（2）から（4）により入札参加資格確認申請書を提出し、その確認を受けなければならない。
 - (1) 要件
 - ア 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 10 条第 1 号から第 9 号に定める欠格事由に該当しないこと。
 - イ 災害等緊急時に迅速な意思決定及び対応が可能な事務所を熊本県内に有していること。
 - ウ 入札説明書に記載する職員配置ができる組織体制を有している（又はその見込みがある）こと。
 - エ 他の団体が行う NPO 活動（本業務においては、NPO（民間の非営利団体）が行う社会貢献活動と定義する。）に関する連絡、助言又は援助の活動実績があること。
 - オ 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
 - カ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としていないこと。
 - キ 上記アからカのほか、契約の履行が困難であると認められる者でないこと。
 - (2) 提出期間
平成 19 年 11 月 2 日（金）から平成 19 年 11 月 27 日（火）までの日（平成 19 年 11 月 13 日（火）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - (3) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）
 - 5 契約条項を示す場所
熊本県くまもと県民交流館（以下「パレア」という。）
郵便番号 860-8554 熊本市手取本町 8 番 9 号（テトリアくまもとビル 9 階）

電話 096-355-1186

6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 11 月 2 日（金）から平成 19 年 11 月 27 日（火）までの日（平成 19 年 11 月 13 日（火）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 11 月 12 日（月）午後 2 時から
イ 場所
パレア会議室 7（テトリアくまもとビル 10 階）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 12 月 10 日（月）午後 2 時から
イ 場所
パレア会議室 2（テトリアくまもとビル 9 階）
- (5) 入札書及び総合評価のための提案書の提出方法
6 の（4）に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 12 月 7 日（金）午後 5 時 30 分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（5）に記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者（以下「有効入札書提出者」という。）にあっては、イ及びウの方法により総合評価（満点 1,000 点）を行う。
イ 総合評価のための提案書については、次の日時等に行われる有効入札書提出者によるプレゼンテーションの内容を加味し、別記「評価基準」に基づき技術点を与える（満点 700 点）。
（ア）日時
平成 19 年 12 月 17 日（月）（時間については別途通知予定）
（イ）場所
パレア会議室 1（テトリアくまもとビル 9 階）
ウ 入札価格については、「 $300 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$ 」により算定し、価格点とする（満点 300 点）。

- エ 上記イ及びウにより算定された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。ただし、技術点が著しく低いときは、落札者としがない場合がある。
- オ 技術点及び価格点の合計点数が最も高い者が 2 者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とし、それでも同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書等による。
- <別記>評価基準

大項目	小項目	評価内容	配点
1 パレアルーム等の利用対応に関する基本姿勢		パレアの設置目的に沿って、パレアルーム利用者へのサービス提供に関する明確な基本姿勢を持っているか。	40
2 NPO 活動への支援のあり方	① NPO を取り巻く現状認識・分析	NPO が直面している課題等についての的確に認識・分析しているか。	380
	② NPO の課題解決、スキルアップを図る事業	上記①を踏まえ、NPO が維持発展していくうえでの課題解決やスキルアップについてどの程度考えているか。	
	③パレアルームにおける NPO 活動に関する情報収集・発信、相談対応（NPO 法関係事務含む）	上記①を踏まえ、パレアルーム利用者の利便性が図られ、より質の高いサービスを提供するために、どの程度創意工夫をしているか。	
3 受託者に関する事項	①業務執行体制	業務の遂行に必要な人員、財政的基礎等を有しているか。	180
	②活動実績	過去の活動実績を今回の業務にどのように活かそうとしているか。	
4 委託事業の収支計画		収支計画の内容が的確であり、実現の可能性はあるか。	30
5 事業評価に関する考え方		適切な目標を設定したうえで事業を実施し、その結果を事業の改善に反映していくような考え方を持っているか。	70
合 計			700

熊本県公告第 890 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字新山 3190 番 159、同 3190 番 339、同 3190 番 340、同 3190 番 341、同 3190 番 575、同 3190 番 576、同 3190 番 578、同 3190 番 900、同 3190 番 901、同 3190 番 902、同 3190 番 938、同 3190 番 939 及び同 3190 番 940
11,568.65 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市戸島町 1177 番地 1
富田通商株式会社

熊本県公告第 891 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野 2966 番 1
2,014.76 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼 1900 番地
吉川 義晴

熊本県公告第 892 号

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
就職面談会事業
 - (2) 業務内容
ア 家庭と仕事の両立を目指す者をはじめとする就業希望者と求人企業との就職個別面談会の開催
(ア) 実施日及び実施時間
平成 20 年 3 月 5 日（水）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分
(イ) 実施場所
くまもと県民交流館パレオ パレオホール
イ 就職面談会に関連した企画イベントの開催
(ア) 実施日及び実施時間
平成 20 年 3 月 5 日（水）午後 1 時～午後 5 時の時間内
(イ) 実施場所
くまもと県民交流館パレオ 会議室
ウ その他センター業務に資すること（実施後のアンケート調査等）
なお、詳細については、別途配布する「就職面談会委託仕様書」及び「就職面談会事業企画コンペ参加要領」による。
- 2 企画コンペ参加希望者の要件
企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。
 - (1) 参加希望者の要件
ア 県内において、就職支援の活動を行っている法人であること。
イ 過去 1 年間において、就業希望者及び求人企業を集めての再就職のための就職個別面談会の実績があること。
 - (2) 本事業の実施に当たっての要件
就職面談会の実施に当たって、開催の趣旨に沿った 30 社以上の求人企業を集めることができること。
- 3 企画コンペ実施要領等の配布について
 - (1) 配布期間
平成 19 年 11 月 5 日（月）～同月 9 日（金） 午前 9 時～午後 5 時
 - (2) 配布場所
熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
- 4 問い合わせ先
熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
(096-355-4309)

熊本県公告第 893 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
土地 宇土市長浜町字浜新地 2050 番 1
地目 宅地 地積 302.82 平方メートル
建物 宇土市長浜町字浜新地 2050 番 1
居宅 木造セメント瓦葺平家建 延床面積 71.31 平方メートル
物置 コンクリートブロック造スレート葺平家建 延床面積 5.31 平方メートル
最低売却価格 2,870,000 円
- 2 入札期日
平成 19 年 12 月 12 日（水） 午前 10 時
- 3 入札場所
宇城市松橋町久具 359 番地 2 熊本県宇城警察署 3 階 大会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地説明
次の日時及び場所で行う。
日時 平成 19 年 12 月 4 日（火） 午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分まで
場所 宇土市長浜町字浜新地 2050 番 1
- 7 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 8 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成 19 年 12 月 10 日（月） 午後 5 時まで
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県警察本部会計課施設管理室管財係
- 10 入札に参加しようとする者は、9 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 11 その他
(1) 契約締結期限 平成 19 年 12 月 25 日（火）
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 別途指定する。
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県警察本部会計課施設管理室管財係
（電話 096-381-0110 内線 2263）

登載依頼

菊池地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 19 年度菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催します。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 19 年 11 月 2 日

菊池地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時
平成 19 年 11 月 8 日（木）
午後 3 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 開催場所
菊池市亘 32 番地
菊池市文化会館 小ホール
- 3 議題
(1) 第 5 次菊池地域保健医療計画の検討状況について
(2) 救急医療専門部会報告について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会事務局の許可を得たうえで、入室できます。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
菊池市限府 1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県菊池保健所総務企画課)
(電話 0968-25-4155 内線 540)

菊池救急医療専門部会公告第 2 号

平成 19 年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催します。
なお、当部会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 19 年 11 月 2 日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

- 1 開催日時
平成 19 年 11 月 8 日（木）
午後 2 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所
菊池市亘 32 番地
菊池市文化会館 第 1 練習室
- 3 議題
(1) 救急医療に関する事項
(2) 健康危機管理に関する事項
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局の許可を得たうえで、入室できます。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
菊池市限府 1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県菊池保健所総務企画課)
(電話 0968-25-4155 内線 540)

熊本県警察本部告示第 9 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 条）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察遺失物管理システム用機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部情報管理課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 3 落札者を決定した日
平成 19 年 9 月 5 日
- 4 落札者の名称及び所在地
NEC リース株式会社熊本支店

- 熊本市水道町8番6号
- 5 落札金額（月額）
795,165円（うち消費税及び地方消費税の額37,865円）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成19年7月27日

熊本県教育委員会公告第15号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年11月2日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
旅費事務システム開発業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び要求仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結日から平成20年3月28日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、旅費事務システム開発業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうち、有資格者として営業種目情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の（4）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
 - (6) （財）日本情報処理開発協会による情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。
 - (7) （財）日本情報処理開発協会によるプライバシーマーク（Pマーク）付与指定を受けていること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年11月2日（金）から平成19年11月9日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、

競争入参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成 19 年 11 月 2 日（金）から平成 19 年 11 月 9 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県教育庁学校人事課総務係（県庁行政棟新館 7 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2692
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 11 月 2 日（金）から平成 19 年 11 月 9 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 11 月 8 日（木）午後 2 時から
イ 場所
学校人事課共用会議室（県庁行政棟新館 7 階）
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 11 月 16 日（金）午前 11 時から
イ 場所
学校人事課共用会議室（県庁行政棟新館 7 階）
 - (5) 入札書の提出方法
6 の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 11 月 15 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の(4)の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札

- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 4 号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会

委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時
平成 19 年 11 月 21 日（水）
午後 7 時から午後 9 時まで
- 2 開催場所
熊本市東町 4-11-1
熊本県健康センター 3 階会議室
- 3 議題
平成 19 年 10 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話 096-383-1111 内線 7080）

くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会公告第 3 号

平成 19 年度第 3 回くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会を次のとおり開催する。

平成 19 年 11 月 2 日

くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時
平成 19 年 11 月 16 日（金）
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺一丁目 33 番 18 号
公立学校共済組合熊本宿泊所 水前寺共済会館 2 階鳳凰
- 3 議題
(1) 熊本県新健康増進計画（仮称）の目標達成のための取組みについて
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県健康福祉部健康づくり推進課 健康づくり企画・栄養班
 (電話 096-333-2208)

熊本県警察本部告示第 10 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 借入物品及び数量
 熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器 一式
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成 19 年 11 月 2 日(金)から平成 19 年 11 月 22 日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで行う。

熊情管公告第 2091 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量
 熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器 一式
- (2) 借入物品の規格及び品質等
 入札説明書及び要求仕様書のとおり。
- (3) 借入期間
 平成 20 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日まで
- (4) 納入期限
 平成 19 年 12 月 31 日(月)
- (5) 納入場所
 要求仕様書のとおり。
- (6) 入札方法
 ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
 イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金

- 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号)による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル(取扱業種 OA 機器類)に登録された者であること。
- (2) 2 の(1)に掲げる入札参加資格を有する者で、入札対象機種審査申請書及び納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成 19 年 11 月 22 日(木)午後 5 時までに 3 に記載の場所に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 4 の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所
- 熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係(熊本県警察本部庁舎 4 階)
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 19 年 11 月 2 日(金)から平成 19 年 11 月 22 日(木)までの日(県の休日を除く。)午前 9 時から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
3 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 19 年 12 月 12 日(水)午後 2 時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部庁舎 4 階 OA 研修室
- (4) 入札書の提出方法
- 4 の(3)に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 19 年 12 月 11 日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
- 入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの金額に借入期間月数(60 月)を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の(3)記載の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

- エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 無
- (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期間
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:
 A set of servers for Kumamoto Prefectural Police(1set).
- (2) Deadline for supply of items:
 December 31th,2007
- (3) Date and place to submit bidding:
 December 12th,2007,2:00p.m.
 Kumamoto Prefectural Police
 4th floor OA training Room
 6-18-1 Suizenji,Kumamoto city,Kumamoto Prefecture
 862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
 December 11th,2007,5:00p.m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:
 Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
 Kumamoto Prefectural Police
 Police Administration Department
 information Management Division
 6-18-1 Suizenji,Kumamoto city,Kumamoto prefecture
 862-8610 Japan
 Tel. 096-381-2048

熊本県教育委員会訓令第 11 号

本 庁 各 課
 各 地 方 機 関
 熊本県教育庁高校整備推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成 19 年 11 月 2 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子
 熊本県教育庁高校整備推進室設置規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁高校整備推進室設置規程（平成 18 年熊本県教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「県立高等学校」の次に「及び県立中学校」を加える。

附 則

この訓令は、平成 19 年 11 月 2 日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 99 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定に基づき、平成 19 年 7 月 29 日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙の各候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行参議院議員熊本県選出議員通常選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,314,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	橋田芳昭	所属党派	日本共産党	期 間	6月24日から 8月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	井芹 栄次					
収入			円	支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		人 件 費		
日本共産党	政党	834,021		家 屋 費		1,020,000
上村 花実	団体職員	170,000		選挙事務所費		180,000
重松 淳平	団体職員	170,000		集会会場費		180,000
笹原 和則	団体職員	170,000		通 信 費		14,250
山田 順子	無職	170,000		交 通 費		7,550
永松 勝利	団体職員	170,000		印 刷 費		405,000
森 重伸	団体職員	170,000		広 告 費		
その他の寄附	0件	0		文 具 費		7,108
その他の収入		0		食 糧 費		42,859
今 回 計		1,854,021	今 回 計	雑 費		69,810
前 回 計		0	前 回 計			107,444
総 計		1,854,021	総 計			1,854,021
報告書受理年月日	平成19年8月10日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行参議院議員熊本県選出議員通常選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,314,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松野信夫	所属党派	民主党	期 間	5月2日から 8月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	山下 初男					
収入			円	支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		人 件 費		
松野信夫後援会	政治団体	5,000,000		家 屋 費		2,073,600
民主党熊本県総支部連合会	政党支部	7,000,000		選挙事務所費		1,258,510
				集会会場費		1,157,570
その他の寄附	0件	0		通 信 費		100,940
その他の収入		0		交 通 費		52,840
今 回 計		12,000,000	今 回 計	印 刷 費		71,997
前 回 計		0	前 回 計	広 告 費		2,676,400
総 計		12,000,000	総 計	文 具 費		1,865,375
				食 糧 費		16,896
				雑 費		48,990
						311,556
						70,028
						8,446,192
報告書受理年月日	平成19年8月13日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 19 年 7 月 29 日執行参議院議員熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

43,314,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	三浦 一水	所属党派	自由民主党	期 間	7月12日から 8月13日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	服部 康昭					
収入				円	支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 家	件 費	
西川 通子	会社役員	1,500,000		屋 費		6,390,000
内田 園子	医療職員	200,000		選挙事務所費		5,308,255
本山 剛	医師	300,000		集会会場費		5,212,935
三浦一水後援会	政治団体	5,000,000		通信費		95,320
中村 久子	無職	1,500,000		交通費		60,030
三浦 牧子	社会福祉法人理事	1,500,000		印刷費		1,771,637
瀬井 秀樹	団体職員	225,000		広告費		595,665
田畑 敬哉	団体職員	210,000		文具費		1,009,873
渡邊 稔元	団体職員	210,000		食糧費		1,295,115
上野 太三	団体職員	195,000		雑 費		2,167,495
垣田 節昭	団体職員	135,000				252,300
青瀬 健	団体職員	105,000				775,819
福島 朱里	団体職員	105,000				
吉田 かおり	団体職員	105,000				
浦部 里美	団体職員	90,000				
古閑 千栄子	団体職員	105,000				
松田 恵	団体職員	60,000				
松本 絵里香	団体職員	75,000				
紫垣 知江	団体職員	75,000				
森本 裕加	団体職員	180,000				
森本 麗美	団体職員	195,000				
田上 文孝	無職	170,000				
井上 治夫	無職	170,000				
その他の寄附	0 件	0				
その他の収入		7,500,000				
今回計		19,910,000		今回計		19,626,189
前回計				前回計		
総計		19,910,000		総計		19,626,189
報告書受理年月日	平成19年8月13日			第 1 回報告分		

熊本県選挙管理委員会告示第 100 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定に基づき、平成 19 年 7 月 29 日執行の衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙の各候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成 19 年 11 月 2 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行衆議院熊本県第3区選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,173,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	荒木 義行	所属党派	無所属	期 間	6月25日から		第1回分
出納責任者氏名	西 篤	国興			8月10日まで		
収入	円			支出	円		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 家	件 屋	費 費	
西 篤 りょう子	無職	72,000				選挙事務所費	2,588,610
西 篤 隆博	自営業	72,000				集会会場費	1,251,584
一上 ひとみ	無職	72,000		通 信	費 費		1,108,064
大久保 俊和	自営業	72,000		交 通	費 費		123,438
嶋田 昭一	自営業	72,000		印 刷	費 費		51,284
吉住 繁寛	自営業	72,000		広 告	費 費		2,463,300
松田 弘美	会社員	72,000		文 具	費 費		1,070,500
宮本 智昭	無職	72,000		食 糧	費 費		721,668
内村 三千代	無職	72,000		休 泊	費 費		534,780
岡部 栄江	無職	72,000		雑	費		160,840
水田 盟子	無職	72,000					809,672
前田 幸助	無職	72,000					
中山 秀樹	自営業	72,000					
田中 幸輝	自営業	72,000					
安武 政治	自営業	150,000					
その他の寄附	0 件	0					
その他の収入		10,000,000					
今 回 計		11,158,000	今 回 計				9,775,676
前 回 計		0	前 回 計				0
総 計		11,158,000	総 計				9,775,676
報告書受理年月日	平成19年8月13日			第1回報告分			

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行衆議院熊本県第3区選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,173,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	後藤 英友	所属党派	民主党	期 間	6月13日から		第1回分
出納責任者氏名	上村雄二郎				8月6日まで		
収入	円			支出	円		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 家	件 屋	費 費	
民主党熊本県総支部連合会	政党支部	10,000,000				選挙事務所費	2,697,000
						集会会場費	567,000
				通 信	費 費		0
				交 通	費 費		411,178
				印 刷	費 費		375,720
				広 告	費 費		2,442,712
				文 具	費 費		1,801,955
				食 糧	費 費		169,024
				休 泊	費 費		350,937
				雑	費		11,800
その他の寄附	0 件	0					1,789,846
その他の収入		617,172					
今 回 計		10,617,172	今 回 計				10,617,172
前 回 計		0	前 回 計				0
総 計		10,617,172	総 計				10,617,172
報告書受理年月日	平成19年8月13日			第1回報告分			

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行衆議院熊本県第3区選出議員補欠選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,173,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	坂本 哲志	所属党派	無所属	期 間	7月17日から	第1回分
出納責任者氏名	山室 絢				7月28日まで	
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費		
福島 章之	無職	100,000		家 屋 費		3,000,000
三宅 陽吉	無職	100,000				5,246,775
大村 博子	無職	50,000				5,067,990
富田 達哉	無職	30,000		通 交	選 挙 事 務 所 費	5,067,990
大塚 巖	無職	100,000		印 刷	集 合 会 場 費	178,785
甲斐 一郎	農業	100,000		広 告	費 費	231,860
甲斐 節男	無職	100,000		文 具	費 費	1,360
坂本 祐治	会社員	100,000		食 糧	費 費	5,258,869
前田 孝一	農業	30,000		休 雑	泊 費	2,342,260
柏木 嘉明	農業	500,000				121,174
府内 靖次郎	無職	30,000				337,370
平田 秋彦	商業	50,000				0
西本 勇市	無職	30,000				2,693,046
前田 市郎	無職	50,000				
大田黒 ヤス子	無職	50,000				
日野 靖彦	無職	50,000				
坂本 正次	無職	500,000				
池田 和	無職	100,000				
江藤 昭子	無職	30,000				
藤本 輝子	無職	30,000				
相馬 昭子	無職	30,000				
鋤本 一則	無職	30,000				
工藤 恭一	無職	100,000				
工藤 道昭	無職	200,000				
光延 孝博	無職	50,000				
黒田 正明	漁業	50,000				
その他の寄附	58件	614,000				
その他の収入		17,000,000				
今 回 計		20,204,000		今 回 計		19,232,714
前 回 計		0		前 回 計		0
総 計		20,204,000		総 計		19,232,714
報告書受理年月日	平成19年8月13日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行衆議院熊本県第3区選出議員補欠選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,173,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松岡 徹	所属党派	日本共産党	期 間	7月14日から	第1回分
出納責任者氏名	立石 武博				8月6日まで	
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費		
日本共産党北部地区委員会	政党	113,690		家 屋 費		240,000
日本共産党北部地区委員会	政党	150,000				150,000
宮村 裕盛	会社員	120,000				0
田上 昭一郎	無職	120,000		通 交	選 挙 事 務 所 費	0
				印 刷	集 合 会 場 費	0
				広 告	費 費	0
				文 具	費 費	0
				食 糧	費 費	92,400
				休 雑	泊 費	0
その他の寄附	0件	0				0
その他の収入		0				0
今 回 計		503,690		今 回 計		503,690
前 回 計		0		前 回 計		0
総 計		503,690		総 計		503,690
報告書受理年月日	平成19年8月13日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行衆議院熊本県第3区選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,173,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	坂本 哲志	所属党派	無所属	期 間	7月17日から 9月10日まで		第2回分
出納責任者氏名		山室 絢					
収入	円			支出	円		
主たる寄附 （氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	人 件 費			
鈴木 励		商業	200,000	家 屋 費			0
				選挙事務所費			621,600
				集会会場費			546,000
				通信費			75,600
				交通費			451,972
				印刷費			0
				広告費			0
				文具費			0
				食糧費			0
				雑費			0
その他の寄附	0件		0				0
その他の収入			0				68,495
今回計			200,000	今回計			1,142,067
前回計			20,204,000	前回計			19,232,714
総計			20,404,000	総計			20,374,781
報告書受理年月日	平成19年9月21日			第2回報告分			

